

〈みやぎ仙南ジャックス保証型農機具ローン事務取扱要綱〉

I. 制度の内容

1. 貸出対象者の資格基準	<p>以下の全ての条件に適合する者とする。</p> <p>(1) 借入者申込時の年齢が満20歳以上65歳以下(完済時年齢が75歳以下)尚、申込時年齢が65歳超の場合は、農業後継者の連帯保証人にて申込可とする。(但し、完済時年齢は上記のとおりとする。)</p> <p>(2) 農業を営む方または従事する方</p> <p>(3) 営業年数が3年以上の方</p> <p>(4) 前年度税込み年収150万円以上ある方</p> <p>(5) 過去に不渡り延滞等の事故がなく、乙の保証が受けられる方</p> <p>※農業法人、任意団体は対象外とする。</p>
2. 資金使途	<p>甲が運営する農機具センター等での購入、又は農機具に関する次の資金とする。</p> <p>(1) 農機具(耕耘機、田植機、トラクター、コンバイン等)の購入資金</p> <p>(2) 農機具の点検、修理、車検費用</p> <p>(3) 上記に付帯する費用</p> <p>(4) 農機具ローン(信販会社の立替払に限定)の借換資金 但し、金利軽減が見込め、借換対象ローンの支払いについて過去に返済遅延がないこと。</p> <p>(5) 肥料、ビニールハウス等の資材設備関連資金(自JAで販売する場合に限定)</p> <p>(6) 農作業場の関連資金</p>
3. 融資金額	<p>10万円以上700万円以内(1万円単位)</p> <p>※資金使途(5)は100万円以内、資金使途(6)は500万円以内とする。</p>
4. 融資期間	<p>10年以内</p> <p>但し、借換資金のみの場合は借換対象ローンの残存期間を上限とする</p>
5. 融資方法	販売業者へ振込
6. 融資形式	証書貸付
7. 融資利率	甲所定の利率
8. 返済方法	<p>元利均等返済</p> <p>(1) 毎月</p> <p>(2) 半年毎(年2回)</p> <p>(3) 年毎(年1回)</p>
9. 利息徴求方法	甲所定の方法
10. 保証利率	年利1.3%(但し、変動方式とする)
11. 保証料の支払方法	後取り方式。保証料計算表を基に算出し翌月10日までに乙の指定口座へ振込むものとし、併せて「保証料計算書」を乙宛に送付する。

12. 担保	不要
13. 連帯保証人	原則として不要 但し、次の場合は必要とする。 (1) 申込時年齢が65歳超の場合 (2) 乙が必要と認めた場合
14. 徴求書類	(1) 本人確認資料(運転免許証または健康保険証の写し) (2) 所得証明書(次のうちいずれか1つ) ・明細書付確定申告書(受付印のあるもの)の写し ・甲が発行する収入調査書 尚、他に給与所得等がある場合は、源泉徴収票または住民税決定通知書の写し (3) 使途証明資料(見積書、注文書または売買契約書の写し) (4) 資金使途が借換の場合に必要な資料 ・借換対象ローンの償還表等の返済明細書(写し) ・借換対象ローンの残高を確認する資料(写し)※返済明細書等で確認できる場合は不要 ・借換対象ローンの返済遅延がないことを証明する資料 ・借換対象ローンを完済したことを証する資料(実行後) (5) チェックシート(農機具ローン専用)

※甲はJA、乙は(株)ジャックスとする。

平成24年9月1日一部改正

平成25年11月21日一部改正(平成25年12月2日施行)